

第 3 章 労働組合の資格審査等

第 1 節 資格審査の概況

1. 新規係属件数

平成 24 年中に全労委に係属した新規係属件数は 709 件で、23 年と同数であった（巻末統計表第 21 表参照）。

新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが 419 件で、23 年に比べ 72 件減少している。なお、全体に占める割合は 59%となっている。

第 39 表 資格審査新規係属事由別件数及び構成比率（全労委）

区 分		件数						構成比率					
		19	20	21	22	23	24	19	20	21	22	23	24
事項	年												
	新規係属件数	653	673	636	717	709	709	100	100	100	100	100	100
	内 委 員 推 薦	151	223	144	220	147	217	23	33	23	31	21	31
	内 不当労働行為	416	370	412	420	491	419	64	55	65	59	69	59
	内 法 人 登 記	86	75	78	70	64	65	13	11	12	10	9	9
	内 総 会 決 議	0	5	2	7	7	8	0	1	0	1	1	1
内 協約拡張適用		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

このほか、委員推薦が 217 件で 70 件の減少、法人登記に伴うものは 65 件で 1 件の増加、総会決議に伴うものが 8 件で前年より 1 件の増加となっている。

そのうち、中労委における新規係属件数は 133 件で、内訳は、不当労働行為の救済申立てに伴うもの 98 件、委員推薦に伴うもの 35 件となっている（巻末統計表第 23 表参照）。

２．審 査

平成 23 年からの繰越件数 558 件、新規係属件数 709 件の合計 1,267 件のうち、適格決定 478 件、取下又は打切 273 件で、不適格 0 件を含む合計 751 件が終結し、516 件が 25 年に繰り越された（巻末統計表第 21 表参照）。

適格決定がなされた 478 件の内訳は、委員推薦に伴うもの 215 件、不当労働行為救済申立てに伴うもの 198 件、法人登記に伴うもの 59 件、総会決議に伴うもの 6 件となっている（巻末統計表第 22 表参照）。

そのうち、労委規則第 24 条に基づき要件補正の勧告をしたものは 3 件である。

第 2 節 労調法第 37 条違反被疑事件

労調法第 37 条違反被疑事件（公益事業の争議行為の予告違反被疑）についてみると、前年からの繰越事件、平成 24 年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第 24 表参照）。

第 3 節 協約の拡張適用

労組法第 18 条に基づく協約拡張適用事件についてみると、前年からの繰越事件、平成 24 年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第 25 表参照）。